⑵　工事名
　①　那覇空港滑走路増設１工区埋立工事
　②　那覇空港滑走路増設１工区埋立工事（第２次）
　（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　①②沖縄県那覇空港地先
⑷　工事内容　共通工、埋立工、本体工、被覆工、排水構造物工、上部工
⑸　工期　①②契約締結日の翌日から平成30年９月28日まで
⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
　なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
⑽　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑾　本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を行う対象工事である。
⑿　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⒀　本工事は、企業の創意工夫に対する技術力（技術提案）の提案項目数の緩和を行う試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち「港湾土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　沖縄総合事務局における港湾土木工事に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体又は特定ＪＶの代表者については1,050点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については900点以上であること。
⑸　技術提案に関わる施工計画が適正であること。
⑹　平成14年度以降に、次に掲げる工事を元請として施工した実績を有すること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
　なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
　１）単体及び特定ＪＶの代表者は、下記㈠の施工実績を有すること。
　　㈠　１件工事にて60万㎥以上の海洋埋立工を施工した実績（浚渫工であって、60万㎥以上の埋立を伴うものも可。）。
　２）特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記㈠―１の施工実績を有すること。
　　㈠―１　海洋埋立工を施工した実績（浚渫工であって、埋立を伴うものも可。）。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　なお、特定ＪＶの場合は代表者が必ず１名、代表者以外の構成員については各１名以上配置しなければならない。また、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。
　本入札公告において申請できる単体・特定ＪＶの代表者の技術者は同一の技術者１名とする（上記１工事概要に記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）。
　なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員は最大３名までとする。
　「建設業法第26条、建設業法施行令第27条第２項の当面の取扱について」は適用しない。
　１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　２）平成14年度以降に、上記⑹に掲げる工事の現場に従事した経験を有する者であること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
　　なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
　３）配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
　４）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限日において、原則３か月以上継続してあること。
⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。
⑾　沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港関係）発注工事で当該工種における平成27・28年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。
⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⒀　競争参加資格確認のため、添付を義務付けた資料の添付がない場合、あるいは記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないとして競争参加資格を認めない。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は次のとおりとし、詳細については、入札説明書による。
　１）企業の創意工夫に対する技術力（技術提案）について評価する。
　　なお、本工事は技術提案の一括審査方式であるため、技術提案は各工事共通とする。
　　したがって、各工事に共通しない施工区域（工区）を特化した提案内容は評価しない。
　２）施工体制の評価として、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」を評価する。
⑵　総合評価の方法
　１）基礎点　競争参加資格が認められた者のうち入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には基礎点として100点を与える。
　２）加算点　加算点については入札説明書による。
　３）施工体制評価点　入札説明書の評価基準に基づき、施工体制評価点を与える。
　　なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点。）とする。
　４）加算点に係る確実性の評価（見直し加算点）加算点の内容と施工体制の審査結果は、当該施工計画が確実に実現できる程度に関連することから、加算点は、施工体制の評価後の点数割合を乗じた数値とする（入札説明書参照。）。